

文教委員会資料

所管事務の調査（報告）

「国史跡橘樹官衙遺跡群整備基本計画の策定について」

資料1 国史跡橘樹官衙遺跡群整備基本計画（素案）に関する意見
募集の実施結果について

資料2 「国史跡橘樹官衙遺跡群整備基本計画」

平成31年2月6日
教育委員会事務局

国史跡橘樹官衙遺跡群整備基本計画（素案）に関する意見募集の実施結果について

1 概要

「国史跡橘樹官衙遺跡群整備基本計画」は、「国史跡橘樹官衙遺跡群保存活用計画（平成30年2月策定）」に基づき、国史跡橘樹官衙遺跡群を将来にわたり保存し、史跡の価値と魅力を広く伝えるとともに、遺跡群及びその周辺地域がもつ歴史や価値を活かしたまちづくりを図るための保存整備に関する基本方針、整備目標等を示したもので、整備基本計画（素案）に関して、市民の皆様から御意見を募集いたしました。

その結果、16通59件の御意見をいただきましたので、御意見の内容とそれに対する市の考え方を次のとおり公表いたします。

2 意見募集の概要

| | |
|-----------|--|
| 題名 | 国史跡橘樹官衙遺跡群整備基本計画（素案） |
| 意見の募集期間 | 平成30年10月11日（木）～平成30年11月12日（月）計33日間 |
| 意見の提出方法 | フォームメール、FAX、郵送、持参 |
| 意見募集の周知方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・本市ホームページ ・市政だより（10月21日号）への掲載 ・各区役所、支所・出張所（市政資料コーナー） ・かわさき情報プラザ（市役所第3庁舎2階） ・教育文化会館、各市民館・市民館分館 ・各図書館・図書館分館 ・教育委員会事務局生涯学習部文化財課（明治安田生命川崎ビル3階） |
| 結果の公表方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・本市ホームページ ・各区役所、支所・出張所（市政資料コーナー） ・かわさき情報プラザ（市役所第3庁舎2階） ・教育文化会館、各市民館・市民館分館 ・各図書館・図書館分館 ・教育委員会事務局生涯学習部文化財課（明治安田生命川崎ビル3階） |

3 結果の概要

| | | |
|-------------|---------|----------|
| 意見提出数（意見件数） | | 16通（59件） |
| 内訳 | フォームメール | 6通（28件） |
| | FAX | 8通（28件） |
| | 郵送 | 0通（0件） |
| | 持参 | 2通（3件） |

4 意見の内容と対応

パブリックコメント手続では、本計画の内容を分かりやすくするための文言の整理及び図表の挿入についての御意見のほか、説明板・案内板、ガイダンス施設といった史跡の施設整備等に関する御意見が寄せられましたことから、施設整備に関する記載の追記・修正、新たに他都市の整備事例や整備の完成イメージ図の掲載等を行い、国史跡橘樹官衙遺跡群整備基本計画を策定いたします。

【意見に対する対応区分】

- [A] 御意見を踏まえ、案に反映したもの
- [B] 御意見の趣旨が素案に沿ったものであり、御意見を踏まえ取組を推進するもの
- [C] 今後の取組を進める上で参考とするもの
- [D] 素案に対する質問・要望の御意見であり、素案の内容を説明するもの
- [E] その他

【意見の件数と対応区分】

| 項 目 | A | B | C | D | E | 合計 |
|----------------------------|---|----|----|----|---|----|
| (1) 計画素案全般に関すること (13件) | 6 | 5 | | 2 | | 13 |
| (2) 史跡の遺構整備に関すること (3件) | | 1 | | 2 | | 3 |
| (3) 動線・史跡の施設整備に関すること (16件) | 2 | 4 | 4 | 6 | | 16 |
| (4) 史跡の修景及び植栽整備に関すること (6件) | | | 2 | 4 | | 6 |
| (5) 史跡の公開・活用に関すること (12件) | | 5 | 4 | 3 | | 12 |
| (6) 史跡の管理・運営に関すること (4件) | | 2 | | 2 | | 4 |
| (7) その他 (5件) | | | | | 5 | 5 |
| 合 計 | 8 | 17 | 10 | 19 | 5 | 59 |

具体的な意見内容と意見に対する市の考え方【詳細】

(1) 計画素案全般に関すること (13件)

| No | 意見内容 (要旨) | 意見に対する市の考え方 | 区分 |
|----|---|--|----|
| 1 | 将来的には、橘樹郡家跡範囲及び影向寺遺跡範囲 (4つのゾーン) 全部を史跡公園として整備することを目指して、事業計画を進め、川崎市を代表する名勝となるようにしてください。 | 文化財保護法上の名勝には該当しておりませんが、当初案のとおり、公有地化により整備が可能な土地から、史跡公園として整備を推進してまいります。 | D |
| 2 | 4つの地区の性格に応じた整備計画が全体的なコンセプトのもとに策定されることは、それぞれの地区の特性を最大限に引き出すことができると思われる。特に谷戸ゾーンを設定したことは、一般的に遺跡は台地の部分だけという観念を抱かせがちであるので、台地も谷戸もあわせて一体とした古代の景観としたところは大いに評価したい。 | 当初案のとおり、4つの地区を設定し、地区の特性を活かした整備を進めてまいります。谷戸ゾーンは自然環境と歴史的景観が調和した憩いの場としての整備を推進してまいります。 | B |
| 3 | 「基本的な考え方」の3点は極めて重要な視点であり、今後とも地域だけでなく川崎市の大切な財産として広く市民に伝え続けることが大切と考える。基本計画には、全体の方向性や整備活用のプランが示されて、市民としても早期実現・実行を望んでいる。 | 当初案のとおり、「基本的な考え方」に基づき、整備を推進してまいります。 | B |
| 4 | 第1章第1節の記述の中に、昨年度の保存活用計画策定においてパブリックコメントを実施して広く市民の意見を反映したことの記述を盛り込んでいただきたいと思います。この記述によって、一連の計画がより身近に感じられるようになると思います。 | 史跡の保存・整備・活用については、地域や市民との連携・協働が不可欠です。御意見を踏まえまして、『国史跡橘樹官衙遺跡群保存活用計画』(以下、「保存活用計画」と表記する。)及び『国史跡橘樹官衙遺跡群整備基本計画』(以下、「整備基本計画」と表記する。)の案の作成に際して意見募集を実施し、地域や市民の意向が反映されるよう配慮したことの記述を追記しました。 | A |
| 5 | 第4章第1節に、「～本計画においてもその方針を踏襲する。」とありますが、本計画は、保存活用計画に「基づく」関係にあると思います。本計画の位置づけについて、よりわかりやすい記述を検討していただきたいと思います。 | 御意見のとおり、保存活用計画に基づき整備基本計画を策定しますので、そのことがわかりやすくなるよう、「本計画においてもその方針を踏襲する。」という表記を、「本計画においては、その方針に基づくものとする。」と修正しました。また、修正後第2節の冒頭が重複した表現となってしまうため、「前述の基本方針」と修正しました。 | A |
| 6 | 第5章ですが、本章には豊富な内容が盛り込まれています。「行きやすい」「親しみやすい」を基本コンセプトにおいて整備を進めていただきたいと思います。 | 当初案のとおり、基本方針や整備目標に基づき、多くの方々に利活用いただける史跡公園として整備を推進してまいります。 | B |
| 7 | 第5章第2節「遺構に関する整備」についての最初の記述が「～次のとおりである。」となっています。通知・報告のような印象があります。「～について以下の基本的な考え方に立って整備する。」などの記述によって本整備計画の意思が伝わるものと思います。第3節から第8節まで同様の記述があります。検討していただきたいと思います。 | 御意見を踏まえまして、第5章第2節から第8節までを「次の基本的な考え方に基づき実施する。」と修正しました。 | A |
| 8 | 第5章第7節の内容と保存活用計画の内容を比較すると、具体性や説明の詳細度では、整備基本計画 < 保存活用計画 の関係になっています。保存活用計画第7章第2節では、「(1) 学校教育における活用」から「(5) 調査研究における活用」まで、具体策を掲げています。本計画と保存活用計画との関連性の説明を加えていただくと、よりわかりやすくなると思います。 | 本計画における史跡の公開・活用については、整備を実施した史跡を用いる公開・活用についてが対象であり、それらについては、保存活用計画における活用の基本方針及び活用の方法に基づいております。そのことが分かるよう第5章第7節に追記しました。 | A |

| No | 意見内容（要旨） | 意見に対する市の考え方 | 区分 |
|----|---|---|----|
| 9 | 第6章の内容は、整備の短期計画と長期計画になっています。本章のタイトルは、「短期計画と長期計画」あるいは「整備計画の推進」などとするとよりわかりやすくなると思います。 | 御意見を踏まえまして、本章の名称を「史跡整備計画」と修正しました。 | A |
| 10 | 第6章第1節短期計画、(1)第1期の[整備内容]、[整備スケジュール]について年次計画が一表に示されています。できれば、表を外して項目を建てて記述し、文字も大きくしていただきたいと思います。 | 御意見を参考に、第6章の表記について全体的な見直しを行いました。各年度ごとに実施予定の整備計画が分かるよう短期計画「(1)第1期」から「(3)第3期」それぞれの[整備内容]と[整備スケジュール]をA4サイズの一表にまとめました。また、第1期から第3期それぞれの整備後のイメージ図を掲載しました。 | A |
| 11 | ご説明頂いた保存整備の計画などは全面的に賛成です。人口増加による過度の開発により、遺跡は勿論、大切な緑が失われて行く中、今回の様な保存整備活動をより活発にして、古代の大切な宝を守っていくと共に、現在住んでいる我々の世代にとっても住み良い環境作りをぜひやっていただきたい。 | 当初案のとおり、保存活用計画で示した史跡の整備・活用に対する考え方に基づき、この地域がもつ歴史や価値を活かしたまちづくりを図るための整備を推進してまいります。 | B |
| 12 | 第4章「整備の方針と目標」に記されている諸点は、いずれも重要で、ぜひとも実現したいと思います。「古代官衙の景観や状況等を五感によって体感できる場」「自然環境と歴史的景観が調和した憩いの場、学習の場」としての整備は大歓迎です。 | 当初案で示したとおり、地域住民や市民等にとっての憩いの場や交流の場、学習の場等となるような整備を推進してまいります。 | B |
| 13 | 千年神社、橘樹郡家、影向寺遺跡、野川神社、橘樹神社の一帯化した新ゾーンの策定を検討してほしい。 | 今回の整備基本計画は、国史跡指定地を中心とした橘樹郡家跡（千年伊勢山台遺跡）と影向寺遺跡全域を対象として、両遺跡における公有地化された土地を中心とした保存整備の内容を位置付けるものです。このため、御意見をいただきました千年神社等は対象範囲外となりますが、保存活用計画では、史跡周辺に展開する歴史的・文化的資産を一体的に活用することとしておりますので、今後、こうした周辺地区とあわせて保存活用を図ってまいります。 | D |

(2) 史跡の遺構整備に関すること（3件）

| | | | |
|----|---|--|---|
| 14 | 基本計画の内容では、非常に細かく、又盛り沢山の整備内容であり、私としては十分に満足のいくものでした。特に正倉の復元、それに対するの説明・案内が一番希望するところでありました。 | 古代橘樹郡家の正倉やその他官衙関連遺構については、発掘調査により、概ね構造や特徴が明らかになったものについて、復元を行ってまいります。 | B |
| 15 | 正倉の復元だけでなく、正倉跡をGRC（ガラス繊維補強セメント）による造形保存により再生することを検討していただきたい。 | 建物の復元については、実現可能な復元方法の中から、分かりやすさ、維持・管理等を踏まえまして、総合的に検討してまいります。 | D |
| 16 | 復元した正倉を影向寺とともに、地域のランドマーク（拠点）とし、復元した正倉の中に人が入れるようにして、案内施設、交流施設、体験・学習施設にする。影向寺は古刹と言われる寺院なので、影向寺を中心とした歴史的なまちづくりを計画したらどうでしょうか。 | 正倉の復元場所は、法律等の制限により、常時活用できる施設とすることは困難です。なお、御意見をいただきました、地域のランドマークとすることを含め、まちづくりの一環として、宗教法人影向寺、地元町会の協力を得ながら、今後整備の仕方について更に検討してまいります。 | D |

(3) 動線・史跡の施設整備に関すること (16件)

| No | 意見内容 (要旨) | 意見に対する市の考え方 | 区分 |
|----|---|--|----|
| 17 | 橋樹官衙遺跡の武蔵国における当時の位置・重要度や、整備基本計画の範囲にある遺跡についての他時代(縄文・弥生・古墳時代など)についても分かるような展示解説やリーフレットをお願いしたい。 (同趣旨の意見 計2件) | 橋樹官衙遺跡群についての説明は、ガイダンス施設における展示や説明板、リーフレット、ホームページなどの媒体を検討しています。また、御意見を参考に、遺跡群の価値や周辺地域の歴史的変遷についての説明も検討してまいります。 | C |
| 18 | 史跡の周知や学習の拠点となるガイダンス施設の設置は、整備計画の大きな要素を占めるものである。説明板や案内板などの表記にも十分に留意しなければならないが、例えば、文字が使われていたことを強調する意味でも、古代寺院の瓦に刻まれた文字や荷付木簡などを参考に、可能な限り古代的な表記を取り入れることで、当時の時代感覚を少しでも伝えられるのではないか。 | ガイダンス施設における展示や説明板の作成においては、遺跡群の価値や周辺地域の歴史的変遷、古代官衙の構造・機能、発掘調査成果及び保存整備された遺構・遺物等について、多角的かつ分かりやすく伝えられるよう検討してまいります。 | D |
| 19 | バス停などからの誘導道路に各地域への色別マークで分かりやすくしたり、ミニバス路線の新設を検討していただき、交通アクセスを改善してほしい。 (同趣旨の意見 計3件) | 史跡へのアクセス改善をどう図るかは今後の課題の一つと考えており、市民の皆様を含め、関係者と連携し、実現可能な整備を検討してまいります。 | D |
| 20 | 説明板や案内板の整備について、早めに整備をお願いしたい。案内板に載せる地図は、実際の向きと逆になっているものを見かけるので、移動しやすいよう作って欲しい。説明板についても分かりやすい工夫をお願いします。 (同趣旨の意見 計3件) | 説明板・案内板の整備は、史跡整備の基本となるものと考えておりますので、分かりやすいものにしてまいります。 | B |
| 21 | 体験・学習コーナーは、屋内と野外の施設を検討されているが、ガイダンスルームはそれなりの広さが必要と考えられる。どれくらいの広さを想定しているのか。地域説明会や小中学生の学習施設としての機能を十分に満たして欲しいと考える。 (同趣旨の意見 計2件) | 御意見を踏まえまして、他都市におけるガイダンス施設の整備事例を掲載することでイメージをもちやすいようにするとともに、ガイダンス施設の想定利用者や機能について、第5章第6節「(2)ガイダンス施設」に追記しました。 | A |
| 22 | たちばな古代の丘緑地内に散歩が出来る様に道路を整備した方が良いと思います。子供達の自転車外にいたり、公園の芝生の中に置いたりしているので、5から10台止められるように整備した方がよいと思います。公園には乳母車の人も来ますし車椅子の人も来ますので、利用しやすいよう整備をして欲しいです。 | たちばな古代の丘緑地についての詳細な整備については、御意見を参考に、誰もが快適に親しみやすく利用できるよう、今後の整備実施設計で具体的に検討してまいります。 | C |
| 23 | 遺跡群を回遊しやすくするための街路の整備(歩道の美装化)をお願いします。 | 遺跡群内の周遊のための整備については、御意見を踏まえて、より回遊性を高める整備を検討してまいります。 | C |
| 24 | 新しい発見のある、夢のある地域と感じています。将来的には家族連れで来られる史跡公園のような整備を望みます。 | 当初案で示したとおり、整備を推進してまいります。 | B |
| 25 | 整備基本計画p.41に示されている整備イメージ図が一日も早く完成することを期待します。 | 整備については、第6章でお示しした計画スケジュールに基づき、整備を実施してまいります。 | D |
| 26 | 例示されているARやVRを活用すれば、大規模施設は避けることができるのではないか。 | 施設整備については、多様な来訪者が、歴史的・文化的価値を学び、楽しむことができるよう様々な整備を複合的に実施してまいります。復元建物や遺構整備と併せてAR・VRの整備を進めることで、より魅力的な史跡公園となるよう取組を進めてまいります。 | D |

(4) 史跡の修景及び植栽整備に関すること (6件)

| No | 意見内容 (要旨) | 意見に対する市の考え方 | 区分 |
|----|---|--|----|
| 27 | 府中本町や国分寺跡、都指定落川遺跡などは雑草が生えないよう芝生にはせず、建物跡をマークするなどしていました。芝生は要検討だと思います。 | 今回の史跡整備は、都市緑地の整備として実施するものであるため、都市緑地として求められている緑被率を確保する必要があります。御意見を参考にしながら、遺構の保存や景観、親しみやすさなど様々な視点を踏まえて、今後の整備実施設計にて検討してまいります。 | D |
| 28 | 敷地全体の整備ですが、当初すばらしい芝張りで、近所では「芝生公園」で通っていましたが、1～2年ですぐに芝が少なくなり、シロツメグサ(クローバー)に変わり、現在は不明の雑草におおわれています。従って、年に何回も草刈りの必要があります。できれば、建物・看板・休憩所への道を作り、玉じり等で舗装し、残りは自然の状態にしては、と思います。 | 今回の史跡整備は、都市緑地の整備として実施するものであるため、都市緑地として求められている緑被率を確保する必要があります。いただいた御意見を参考に、安全・快適に見学ができる通路の整備方法について、今後の整備実施設計にて検討してまいります。 | C |
| 29 | 民家との遮断植栽ですが、古代を思える植栽とは具体的に決まっていますか。害虫に強いもの、維持管理しやすい木をご検討ください。 | 遮断植栽については、古代の景観に考慮するとともに、住民の方々の御意見を踏まえつつ、地下の遺構への影響が少ない方法を検討してまいります。 | D |
| 30 | 芝刈りを夏は2ヶ月に1回にしてもらえませんか。夏は3ヶ月おくと50cm位になります。 | 史跡地内公有地の管理については、保存活用計画において、地元町会を中心に組織された史跡保存会と市が連携、協働しながら、適切に管理運営を実施してまいります。 | D |
| 31 | 無電柱化など遺跡群の周辺で、景観を損なっている建造物等の改善を検討していただきたい。 | 現在、遺跡群周辺での無電柱化は予定しておりませんが、保存活用計画に基づき、地下の遺構に影響が及ばないように、市民や地域の理解・協力を得ながら、豊かな歴史文化遺産及び自然資産に根付いた良好な景観を守り、歴史的まちづくりを推進する整備を検討してまいります。 | D |
| 32 | 遺跡は住宅地の間に点在しているので、古代の官衙や影向寺等をほうふつとさせる景観を感じるの難しい。橘樹官衙遺跡群をすべてカバーするような、地形模型を作成することを検討していただきたい。 | 来跡者に、遺跡群全体の景観をわかりやすく理解していただくための手法につきましては、御意見も参考にしながら、今後、検討してまいります。 | C |

(5) 史跡の公開・活用に関すること (12件)

| No | 意見内容 (要旨) | 意見に対する市の考え方 | 区分 |
|----|---|---|----|
| 33 | 川崎市にこんなすばらしい遺跡のある事にいかに発信する事が大変重要と考えている。ホームページ、ミニ史跡めぐり等を通じて市民に関心を持たせる事が大切だと思っております。市内にすばらしい遺跡がある事を知らない市民が多いのが現実です。教育委員会、区役所振興課及びボランティアガイドを通じてPRして行く事が重要と考えております。 | 市民をはじめ、多くの方々に橘樹官衙遺跡群を知っていただくためには、適切な情報発信が、大変重要な課題と捉えております。また、当初案で示したとおり、情報発信、普及啓発活動、公開・活用の担い手づくりの育成等の取組を積極的に進めてまいります。 | B |
| 34 | 計画期間が30年というのも、史跡の保存活用を目的とした確実な整備を行うには長いとはいえ、じっくりと時間をかけて取り組むべきである。とはいえ、その間も何も進んでいないという印象をもたれないように、しっかりと情報発信をし続けることが最も大切だと思われる。 | | B |
| 35 | 国史跡橘樹官衙遺跡群は、川崎市民の認知度はどれくらいあるのでしょうか。まずはそこから考えた方がよいかと思えます。 | | B |

| | | | |
|----|--|---|---|
| 36 | 史跡全体にかかわるロゴマークの作成なども考慮に入れておいてよいのではないかな。 | 市内外への情報発信は、大変重要な課題と捉えております。御意見を参考に、遺跡群を表すマークの作成について検討してまいります。 | C |
| 37 | 地域と連携してグッズやリーフレットなどの作製も視野においたらと思う。 | 市内外への情報発信は、大変重要な課題と捉えております。認知度を高めるための様々な方法を検討してまいります。 | D |
| 38 | 遺跡パンフレットにQRコードをつけてより詳しい解説が得られるよう願います。 | 御意見を参考に、QRコードの利用についても考慮し、当初案で示している、必要な情報を分かりやすく加工し、効果的かつ継続的に発信を行うことができるよう検討してまいります。 | C |
| 39 | 史跡学習のためには、川崎に限定せず、他の自治体等との交流を推進すべきである。各種団体や学校間など、古代の歴史資産を保有するという共通の価値観を持つ者同士の交流は、整備計画を進めていく上での大きな力になっていくのではないかな。 | 他の自治体との交流や情報交換については、大変重要な課題と捉えており、これまでも同時国史跡指定記念シンポジウムを県内市町村と実施しております。今後も他の自治体と連携し、効果的な史跡学習に取り組んでいけるよう検討してまいります。 | C |
| 40 | 体験・学習施設では、橘樹官衙遺跡群を有する地域住民が、自らの価値を再認識するための普及啓発活動を推進するべきではないでしょうか。 | 普及啓発活動の取組として、歴史講座や活用イベントを実施しており、今後は整備の進捗状況に合わせて普及啓発活動を推進してまいります。 | B |
| 41 | 史跡の公開・活用についてもいくつかの取組みについて、年次計画を例示していただけると具体性に富む計画になると思います。 | 史跡の公開については、整備基本計画で示している史跡整備計画を推進し、順次公開してまいります。活用については、施設整備や公有地化の進捗状況により実施内容が影響しますので、それらの状況を踏まえて検討してまいります。 | D |
| 42 | 一般の方でも解りやすい案内板あるいは説明板を設置するとの事ですが、見学者等が集りやすい影向寺あるいは古代の丘公園、もよりのバス停等に重点的に置き、出来れば影向寺にはパンフレット等印刷物が置ければ良いと思う。 | 当初案では、各ゾーンごとの整備計画を示しましたが、御意見も参考にしながら、説明板の設置箇所について今後検討してまいります。また、宗教法人影向寺や地元町会と連携・協働を進め、パンフレットやマップ等の配布場所についても検討してまいります。 | C |
| 43 | 小中生の社会科教育にもとり入れ、見学会等を企画した方が良いと思います。 | 当初案で示したとおり、カリキュラムを作成し歴史学習や体験学習を実施できるよう推進してまいります。 | B |
| 44 | ARやVRシステムも有効ではあるが、コンピュータやインターネットなどの情報技術を利用したり使いこなしたりできない人もいることを考慮するべきだと考える。 | AR・VRについては、古代の景観や様相を分かりやすく示すことができると考えております。情報発信については、様々なニーズに対応できるよう複数の手段を用いて実施してまいります。 | D |

(6) 史跡の管理・運営に関すること (4件)

| No | 意見内容 (要旨) | 意見に対する市の考え方 | 区分 |
|----|---|---|----|
| 45 | 橘樹官衙遺跡整備は地域だけでなく多くの川崎市民の期待を担うものであるため、計画全体が確実に実行されるようにタイムスケジュールを明確に示して行政と地域が一体となって進めていかねばと考える。 | 当初案及び保存活用計画で示したとおり、計画の進捗状況等を踏まえ、行政と市民組織・民間団体等と共有できるシステム作りを進め、市民の皆様の御意見を踏まえながら取組を進めてまいります。 | B |
| 46 | 緑地保全の分野では、「行政と市民の協働」が常に強調され、実行されています。史跡保全の分野でもぜひこの「協働」を実践することが極めて大事だと感じています。 | | B |
| 47 | 過度な自動車交通の流入を抑制するための工夫をしていただきたい。 | 来跡者の動向等を踏まえ、必要に応じて検討してまいります。 | D |
| 48 | 保存活用における今後の土地等の収用あるいは設置される施設についての予算規模等解らない事が多過ぎます。 | 公有地化や整備の予算等につきましては、今後取組を進める中で具体的な内容をお示ししてまいります。 | D |

(7) その他 (5件)

| No | 意見内容 (要旨) | 意見に対する市の考え方 | 区分 |
|----|---|---|----|
| 49 | 住宅地の中での発掘作業、大変ご苦勞なこと と思います。毎年新しい発掘成果ができてい ることを楽しみにしております。 | 発掘調査につきましては、橘樹官衙遺跡群の 全容解明を目指すとともに、その成果を史跡 整備等に活かしていくため、今後も継続して 実施してまいります。 | E |
| 50 | 発掘調査のスピードアップを図り、早く郡家 の全容を明らかにしてください。 | 橘樹官衙遺跡群の全容解明に向けては、国史 跡として遺跡の保存を図りながら行う必要が ありますので、学識者や関係機関の指導に基 づき、慎重に進めてまいります。 | E |
| 51 | たちばな古代の丘、橘小学校の横断幕が郡衙 のままでした。また、たちばな古代の丘の石 碑は郡衙と彫られていますが、これは変える ことができないでしょうか。 | 橘樹郡家跡の表記については、新たに製作す るものから更新をしております。また、石碑 については、寄贈されたものであることか ら、当面は現状のままといたします。 | E |
| 52 | 史跡内私有地の公有地化の方針が示されてい ますが、史跡保存のためには、その実現が最 も有効な手段であることは言うまでもありま せん。そのための制度設計の詳細は承知して いませんが、私が永らくかかわってきた緑地 保全の活動経験では、税制優遇措置・市によ る買取り制度のメニューなどが極めて大きな 役割を果たしています。 | 土地所有者等の御理解をいただきつつ、様々 な制度を活用しながら取組を進めてまいりま す。 | E |
| 53 | 意見書に個人情報に記載するやり方が好きで はありません。氏名、電話番号、メールアドレス、住所など、何に使用しているのでしょ うか。疑問に感じたので市民窓口で質問させ て頂きます。 | 意見募集においては、意見の内容に不明点が あった場合などにおいて、具体的な内容を確 認する際の必要性から、氏名と連絡先を記載 することを基本としています。提出された意 見の内容が判別できるときは、氏名と連絡先 が記載されていない場合も、意見を受け付け ています。 | E |